

# 特別縁故者への相続財産分与に関する一考察

三宅篤子

はじめに

- 1 民法958条の3の系譜
- 2 制度新設の趣旨
- 3 特別縁故者の範囲
- 4 制度の問題点
- 5 判例
- 6 統計からみる家族・福祉・特別縁故者への相続財産分与  
おわりに

はじめに

平成30年3月13日に、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、民法第5編に第10章特別の寄与（第1050条）が加えられた。

第1050条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人，相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は，相続の開始後，相続人に対し，特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について，当事者間に協議が調わ

ないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りではない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

従来、相続人以外の者に相続財産からの支払いを認めることは相続の体系を崩すものとして否定されてきた。そのことは、生存内縁配偶者の相続権が認められていないことや、昭和55年（1980年）に新設された民法904条の2の寄与分制度を見ても、知ることができる。しかし唯一、昭和37年（1962年）に新設された相続人不存在の場合の特別縁故者制度においては、相続人以外の者に相続財産分与を認めている。相続制度においては、相続人以外の者の貢献を考慮することについては極めて限定的な考え方を堅持してきたにもかかわらず、何故、この度の相続法改正において、被相続人の相続開始後、親族に限定されてはいるが、相続人以外の者が、特別寄与者として寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができるという条文が設けられるに至ったのだろうか。

本稿では、民法958条の3に規定されている特別縁故者制度が立法されてから現在にいたるまでの法律論と家族の態様を検討することにより、以上の問題点について考察するものである。

## 1 民法958条の3の系譜

### (1) 戦前における議論<sup>(1)</sup>

明治31年施行の民法第5編相続中の規定（以下、旧規定とよぶ）には、戸主の地位とともに家の財産（家産）を承継することを中核とする家督相続と、「家」の構成員の遺産承継のための「遺産相続」の二種があった。旧規定は、家督相続については、家の継続のために、法定（旧970条以下）・指定（旧979条）・選定（旧982条）と順次に相続人を求め、最後には他人の中からも相続人を選ぶことができた。他方、遺産相続については、戸主を最後の相続人とした（旧996条）。したがって、旧規定では、家督相続についても遺産相続についても広い範囲に相続人を求めているので、相続人が不存在のため遺産が国庫に帰属する（旧1059条）事例はまれにしか生じなかった。しかしながら、このような場合にその遺産を国家に帰属せしめるよりは、他のより適切な用途に充てることが妥当であるという考えから、昭和2年（1927年）12月1日決議の臨時法制審議会の「民法相続編中改正ノ要綱」<sup>(2)</sup>は次のような項目を掲げた。

第14〔原案では第13.のちに繰下げ〕 相続人確定ノ手續及ヒ相続人曠缺ノ場合ニ於ケル相続財産ノ処理

(1、2略)

3 相続人曠缺ノ場合ニ於ケル相続財産ノ管理人ハ家事審判所ノ許可ヲ得前戸主ノ扶助ニ依リ生計ヲ維持シタル者其他前戸主ト特別ノ縁故アリタル者又ハ社寺等ニ対シ国庫ニ帰属スヘキ相続財産中ヨリ相当ノ贈与ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト

この新しい制度の導入をはかる意図について、穂積重遠博士は次のように説明している。「民法第1059条（現959条）は相続人曠缺の相続財産は国家に帰属するものとした。しかし相続人はなくとも、其財産から扶助を受けて生計を維持してゐた者、前戸主と特別の縁故のあった者、又は故人の

産土神、菩提寺等もあり得ること故、僅少の遺産を国家に没入するよりもそれらの所縁に贈与した方が故人の遺志にもかなひ其財産の効用も發揮されるであらう。それ故改正要綱は、相続財産管理人が家事審判所の許可を得て左様の贈与を為し得べきものとした」<sup>(3)</sup>

その後、臨時法制審議会の改正要綱に沿って民法親族編・相続編を条文化する作業が進められ、「人事法案（仮称）相続編（昭和14年8月整理）（第三草案）第5章「相続人の曠缺」の中で次のように規定された。

第344条 前条の期間内ニ相続人ノ権利ヲ主張スル者ナキトキハ特別管理人ハ前戸主ノ扶助ニ依リ生計ヲ維持シタル者其ノ他前戸主若ハ其ノ家ト特別ノ縁故アリタル者又ハ社寺其ノ他公益ヲ目的トスル施設ニ対シ家事審判所ノ許可ヲ得テ残余財産中ヨリ相当ノ額ヲ贈与スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ処分セラレザル財産ハ国家ニ帰属ス

このように改正作業は着実に進められていたが、戦争の激化によってそれは中止されざるを得なくなった。

## （2）昭和37年（1962年）の改正<sup>(4)</sup>

第二次大戦の敗戦に伴い、昭和22年（1947年）5月3日、日本国憲法が制定された。民法親族編・相続編の規定の中には憲法に抵触するものが少なからずみられたため、それらの改正が急がれた。その改正作業において、かつての臨時法制審議会での成果が採り上げられることもあったが、厳しい時間的制約を受けた火急の改正であったため、両編の規定を十分に検討することはできず、特別縁故者に関する問題はほとんど顧みられることのないまま、昭和22年（1947年）12月22日、「民法を改正する法律」（昭和22年法律第222号）が公布され、昭和23年（1948年）1月1日から施行された。

戦後の民法改正があわただしいものであったため、昭和22年の第1回国会において衆議院で民法改正案が可決された際、「本法は可及的速やかに、将来において更に改正する必要があることを認める」という附帯決議がな

された。この経過をふまえて、昭和29年（1954年）7月、昭和29年（1954年）7月の法制審議会第10回総会において、法務大臣から「民法の改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい」という民法改正の諮問がなされた。法制審議会は、民法改正を調査、審議するために民法部会を設け、部会には民法の改正要綱案を起草する小委員会が作られた。この小委員会は、親族編について検討を終了し、昭和34年（1959年）にその成果を「法制審議会民法部会身分法小委員会における仮決定及び留保事項」<sup>5)</sup>として民法部会に提出し、同時にそれは法務省民事局から発表された。

小委員会は、引き続いて相続編の逐条的検討に入り審議を進めることにしたが、親族・相続法の根本問題にわたる改正については問題の大きさから容易に結論に達し得ないことが明らかであったが、新民法の運用の実際に鑑み、解釈上疑義を生じ、実務の取扱いに不便、不都合を生じている事項を先送りにして、そのまま放置することは妥当ではないと考えられた。そこで、昭和35年（1960年）10月から、民法全般の根本改正についての検討とは別に、緊急最小限の一部改正の問題について検討がはじめられた<sup>6)</sup>。昭和37年（1962年）2月2日法制審議会から、民法典中さしあたり改正すべきものとして、「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申があり、その答申に基づき「民法の一部を改正する法律案」が作成され、2月13日閣議決定を経て、政府提出法案として第40回国会に提出された。この法律案は、3月9日衆議院で、3月23日参議院で、それぞれ政府原案どおり可決され、昭和37年（1962年）3月29日に昭和37年法律40号として官報をもって公布され、7月1日から施行された。その改正の中で<sup>7)</sup>、相続人が不存在の場合に特別縁故者への財産分与を認める現行958条の3が新設された。

第958条の3 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、

清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

前項の請求は、第958条の期間の満了後3箇月以内に行なわれなければならない。

## 2 制度新設の趣旨<sup>(8)</sup>

法制審議会第26回総会は、昭和37年（1962年）2月2日に開催され、「民法の一部を改正する法律案要綱（案）」を答申案として提出した。その要綱第9は、次のとおりである。

「要綱第9 相続人不存在の場合、家庭裁判所は相当と認めるときは、被相続人と生活を同じくしていた者、被相続人の療養看護につとめた者、その他相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができるものとする」と。

総会では、我妻栄民法部会長から要綱案の内容についてその要旨が説明された。

「要綱第9 相続人不存在の場合、現行法では清算後の相続財産は直ちに国庫に帰属することになっておりますが、被相続人の内縁の妻など、相続人に準じて考えてしかなるべき者、その他被相続人と特別の縁故があった者があることも少なくありません。このような場合には、相続財産の国庫帰属に先だって、これをかようなものに分与することが実情に即すると考えられます。そこで家庭裁判所は相当と認めた場合には、相続財産の国庫帰属の直前の段階において、被相続人の特別縁故者に対して、国庫に帰属すべき相続財産の全部または一部を与えることができるようにしようとするものであります」<sup>(9)</sup>。

前述したように、戦後の民法改正以前の旧規定は、相続人の範囲を広く認めていたので、相続人不存在によって、相続財産が国家に帰属するということは、ほとんどおこりえなかった。しかし、現行法は、近代的な相続という見地から、相続人の範囲を家族的共同生活を営んでいた近親者にほ

は限定し、直系卑属、直系尊属、ならびに、兄弟姉妹とその直系卑属までとし、そこで相続人を打ち切ることにした結果、相続人不存在による国庫帰属の事例が多くなることが予想された<sup>(10)</sup>。これに対しては、相続人がいないときには被相続人が遺言で縁故者に財産を与えればよいのであり、一方では相続人を狭く限定しつつ他方で遺言の普及をはかるべきだという考え方が、強く主張された。しかし、我が国の現状からすると、遺言が容易に普及するとは考えられず、また、遺言をするつもりでも、遺言書作成前に急死することもありうる。そのような場合に、遺言が存在しないのでやむを得ないとはせず、特別に縁故の深い者に家庭裁判所を通じて相続財産を取得させる道があれば都合がよいと考えられた。国としても、相続財産の帰属によって利益をあげるというつもりはなく、国庫帰属は他に相続財産の帰属者がいないために、最後に国家に帰属させるというにすぎないから、それ以前に妥当な帰属者があればそれに相続財産を取得させることは、差し支えないと考えられた<sup>(11)</sup>。

### 3 特別縁故者の範囲

民法958条の3に規定されている特別縁故者の要件を明確にすることが問題となった。法務委員会において、平賀健太政府委員が、次のように述べている。

「これは抽象的に申し上げますと、被相続人と特別の関係がありました、被相続人が、もしその機会がありましたら、遺言でもってその者に財産を与えてやろうというような、そういう関係がある者というふうにも言っているかと思うのですが、ただ、ここの条文にもございます通り、特別の縁故というのは非常に抽象的でばく然といたしておるわけでございます。でありますから、これはやはり家庭裁判所の裁量によりましてきめるということになろうかと思えます。特別の縁故者という非常に抽象的なばく然とした表現にいたしまして、家庭裁判所の良識による判断にまかせようというのがこの条文の趣旨でございます」<sup>(12)</sup>。

特別縁故者の要件を厳格にし、内縁の妻、事実上の養子というように順位をつけていくとすると、制度の妙味は失われてしまうので、例示によって特別縁故者がある程度までしぼり、あとは、妥当性の判断で、家庭裁判所に適切・妥当な処理を期待するほかないということになったのである<sup>(13)</sup>。そこで、「被相続人と特別の縁故のあった者」を「被相続人と生計を同じくした者」、「被相続人の療養看護に努めた者」という二つの例示をあげ、その他は、明確な基準のない一般条項として、その運用は、家庭裁判所の裁量的判断と形成に委ねられている。明らかなことは、その例示の趣旨に鑑み、抽象的な親族関係の遠近ではなく、具体的実質的な縁故の濃淡がその判断の基準だということである<sup>(14)</sup>。ここでは、特に、制定発足当時にあげられた見解を検討する。

#### ① 「被相続人と生計を同じくしていた者」

具体例としては、内縁の妻、息子の嫁、継子、連子、継父母などであるが、親族だけではなく他人も含まれる<sup>(15)</sup>。生計を同じくするというのは、同一の家計単位、すなわち実質上同一の世帯に属していることであるので、単身赴任者も含まれ、主として親族またはこれに準ずる事実上の親族ということになる。家事使用人は、同一世帯に属しているとしても、ふつうは賃金で正当な報酬を受けているので、特別の事情がない限り、別に分与をすることはないが、この点については、特別縁故者の範囲の問題ではなく、相当性の問題になると説明されている<sup>(16)</sup>。

#### ② 「被相続人の療養看護に努めた者」

被相続人と生計を同じくしていた者だけではなく、別世帯の者、病院で長い間特別に療養看護をした者、通いで療養看護をした者も含まれる。付添看護婦のような被用者は、家事使用人と同様に、普通は賃金で正当な報酬を受けているから、特別の事情がなければ、別に分与する必要はないと考えられた<sup>(17)</sup>。

#### ③ 「その他被相続人と特別の縁故のあった者」

前二者は例示であって、「その他被相続人と特別の縁故があった者」で



あれば、分与を受ける抽象的資格が認められるが、それ自体かなり広い表現であるので、一つ一つ例をあげることは不可能であり、個々の場合に判定しなくてはならない<sup>(18)</sup>。認知を受けていない嫡出でない子は、父子関係が証明できれば特別縁故者と認められる<sup>(19)</sup>。特別な関係にあった女性は、公序良俗に反するという問題はあるが、その理由のみで除外せず、特別縁故者になるとし、あとは相当性の判断できめるべきという見解がある<sup>(20)</sup>。被相続人が深く関係していた公益法人や、被相続人が世話をしてもらっていた養老院のような老人施設等、法人および法人格なき社団又は財団も特別縁故者になりうる<sup>(21)</sup>。数名の特別縁故者が存在する場合には、家庭裁判所の裁量で分配する<sup>(22)</sup>。被相続人の扶養を受けていた者は、単なる下宿人、隣人、知己友人、債権債務者、書生、女中というだけではこれに該当せず、また、親族関係があったという理由だけで、直ちに特別縁故者に該当する趣旨でもない。したがって、生前きわめて疎遠で、通信や交際もなく、病氣見舞や葬儀にも来なかった者は、たとえ親族であっても、単にそれだけの理由で特別縁故者として相続財産を分与すべきでないという意見もある<sup>(23)</sup>。また、死亡の時まで特別の縁故が継続する必要はなく、過去の一時期にそういう関係であっても差し支えないが、実際には、長期間、ことに最後まで特別に縁故のあった者の方が分与の相当性が認められやすいと考えられる<sup>(24)</sup>。

#### 4 制度の問題点

特別縁故者制度は、昭和37年（1962年）改正中最も重要な意義をもつものであった。それは、一方では、当初からかなり大きな期待をかけられるものであったが、他方では、痛烈な批判を受けた<sup>(25)</sup>。

まず第1の批判は、これが新しい相続人類型を作るものである、という点であった。立法関係者である加藤一郎名誉教授は、「これは、ある意味で相続の根本にも触れる重要な改正である。特別縁故者は相続財産の分与

を受けるだけで相続人ではないが（債務は承継しない）、相続人以外の者に補充的ながら相続財産の取得を認めるという点では、実質的に相続制度の修正といえないことはない」と述べる。高梨公之教授は、「近代法は、前者を相続により、後者を遺言によって解決しようとするものであるが、今次の改正は後者をも準相続的なり扱いに移そうというわけである。……昭和22年民法の相続人範囲の限定は崩壊に直面する。相続人でない身分的縁故者が本条を通じて実質的な相続人となり、これを基礎に、近代化されない生活や常識に支えられた相続財産の範囲の拡大傾向が助長されてくるからである」<sup>(26)</sup>と述べる。また、「元来、相続人のほかに特別縁故ある者を求めて残存相続財産を取得させ、相続人不存在にもとづく国庫帰属を回避しようとする構想は、一方で、私的財産の私有制を貫徹しようとするものでありながら、他方で、そこに生ずる財産の再分配は相続人という形式的な地位ではなく、特別縁故の存在という実質的な人間関係の認定によって行われるのだから、その運用の仕方によっては、私的財産の社会化を促進する機能を果たさせることも不可能ではない。この制度が、単に保守的なものに止まるか、それとも、多少とも進歩的なものとなり得るかは、一にこの点の評価にかかっている」<sup>(27)</sup>という指摘もある。

第2の批判は、本条では「特別縁故者」「相当性」という抽象的な概念が使用され、内容が不明確であるが故に、裁判所の裁量の余地が大きくなっているということである。そのため、拡大運用の危険性が指摘されていた<sup>(28)</sup>。

第3に、本制度が旧規定の家督相続における選定相続ないしは祭祀財産の復活をもたらす恐れがあることが指摘されている<sup>(29)</sup>。

## 5 判例

制定当初から今日まで、多くの裁判例が出され、先達による詳細かつ貴重な判例研究がある<sup>(30)</sup>。近時の判例については稿を改めて論ずることに

するが、以下では、梶村太一元裁判官著『裁判例からみた相続人不存在の場合における特別縁故者への相続財産分与審判の実務』が制度の生成期（昭和37年～昭和42年）、発展期（昭和43年～昭和49年）、展開期（昭和50年～昭和62年）、成熟期（平成元年～現在）に分けて大変興味深い判例分析を行っているので言及したい。生成期と発展期においては、特別縁故者の類型として祭祀承継者や墓地管理者の問題が背後に横たわっているケースが多く登場した<sup>(31)</sup>。このことは、4で述べた第3の批判、すなわち、家督相続における選定相続ないしは祭祀財産の復活の恐れが、現実にも存在していたと考えることができる。展開期<sup>(32)</sup>においては、死後縁故や死後葬祭を行ったというケースが多くなった。展開期と成熟期<sup>(33)</sup>には、個人ではなく、地方公共団体、公益法人、社会福祉法人、被相続人の母校、法人格のない老人ホーム等が特別縁故者として認容されるケースが見られるようになった。

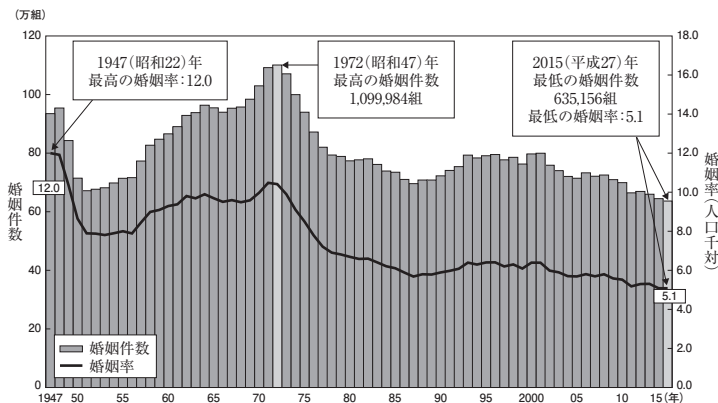
## 6 統計からみる家族・福祉・特別縁故者への相続財産分与

民法958条の3が新設された昭和37年（1962年）から56年の年月が経過した。その間に、家族の状況、国の社会保障制度、高齢者等の療養看護の方法が、大きく変化している。以下では、この点について考察する。

### （1）家族の変化—婚姻率・生涯未婚率

少子化対策に取り組んでいる内閣府は、国民の未婚化が進んでいると指摘する<sup>(34)</sup>。すなわち、婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970年（昭和45年）から1974年（昭和49年）にかけて年間100万組を超え、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）もおおむね10.0以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、1978年（昭和53年）以降2010年（平成22年）までは、年間70万組台で増減を繰り返しながら推移してきたが、2011年（平成23年）以降、年間60万組台で推移

図1 婚姻件数と婚姻率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

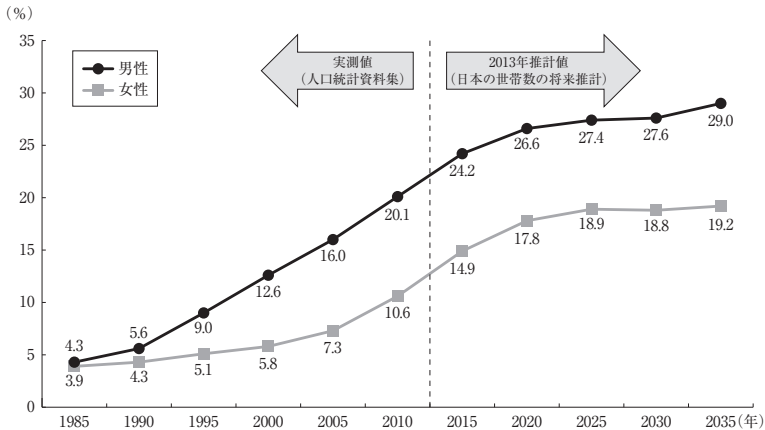
し、2015年（平成27年）は、63万5156組と2014年（平成26年）に続き過去最低となった。婚姻率も5.1と2014年に続き過去最低となり、1970年代前半と比較すると半分の水準となっている（図1）<sup>(35)</sup>。

また国立社会保障・人口問題研究所によると、50歳時の未婚割合（生涯未婚率）は、1920年においては、男性2.17、女性が1.80であったが、徐々に上昇し、2015年においては、男性が23.37、女性が14.06となっている（図2）<sup>(36)</sup>。民法は、生存配偶者や直系卑属以外に、直系尊属および兄弟姉妹を法定相続人と規定している（民法889条）とはいうものの、今後も、婚姻率が低下し、生涯未婚率が上昇したならば、相続人不存在の件数は増加することが予想される。

## （2）戦後保障制度の変遷<sup>(37)</sup>

すべての国民を対象とする公的年金、医療・介護保険、子育て支援、生活保護、福祉、公衆衛生などの社会保障制度は、国民の暮らしを支える重要な社会基盤である。昭和21年（1946年）11月に公布された日本国憲法25条が1項において「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営

図2 生涯未婚率の推移

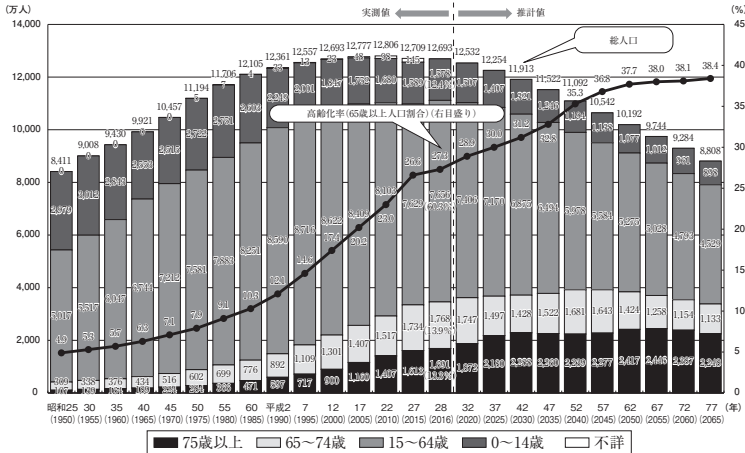


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2013年1月推計）」、「人口統計資料集（2014年版）」

(注) 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2010年までは「人口統計資料集（2014年版）」、2015年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

む権利を有する」、2項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されたことによって、「社会保障」という言葉が一般化し、各時代の国民の様々なニーズに応え、その充実が図られてきた。昭和20年代は、戦後の混乱期であり、国民の栄養改善や伝染病予防と生活保護が目的とされ、戦後の緊急援護と基盤整備（いわゆる「救貧」）が行われた。昭和30年、40年代は、高度経済成長の時期であり、国民の生活水準を向上させることが目的とされ、国民皆保険・皆年金と社会保障制度が発展し（いわゆる「防貧」）、この時期に日本の社会保障制度の体系がほぼ整った。昭和50年・60年代は、高度経済成長が終焉を迎え、国の行財政改革が迫られることになり、社会保障制度についても様々な見直しが行われた。平成以降は、少子化問題が取りざたされ、バブル経済が崩壊し、長期低迷の時代となり、少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革が推進された。

図3 高齢化の推移と将来推計



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」（平成28年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による。年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

### (3) 介護の社会化—介護保険制度<sup>(38)</sup>と高齢社会対策基本法<sup>(39)</sup>

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加し、介護期間が長期化してきた。一方、核家族が進行し、介護する家族も高齢化するなど、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化したため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みが必要となり、社会保険の仕組みによる高齢者の介護を保障する介護保険制度が制定された。図3<sup>(40)</sup>は、「高齢化の推移と将来推計」を表わしているが、その中の折れ線グラフは、高齢化率（65歳以上が総人口に占める割合）を示している。この図3とともに、制度制定の経緯を概観する。高齢者保健福祉政策は、1960年代に始まったが、その頃の高齢化率は5・7%であり、1963年に老人福祉法が制定されたことにより、特別養護老人ホームが創設され、老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）が法制化された。1973年に老人医療費が無料化され、1970年代は（1970年

の高齢化率は、7.1%）、老人医療費が増大する時期であった。1980年代は（1980年の老人化率は、9.1%）、老人の社会的入院（介護を理由とする一般病院への長期入院）や寝たきりが社会問題化した。1982年に制定された老人保健法は、老人医療費の一定額負担を導入し、1989年には、ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10か年戦略）の策定により、施設が緊急整備され、在宅福祉が推進された。1990年代は（1990年の高齢化率は12.0%）、1994年に策定された新ゴールドプラン（新・高齢者保健福祉推進10か年戦略）により、在宅介護が充実した。1997年に介護保険法が成立し、2000年に介護保険が施行された。

平成28年（2016年）においては、高齢化率が27.3%であり、「65～74歳人口」（前期高齢者）の総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」（後期高齢者）の総人口に占める割合は13.3%となっている。今日の日本の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいており、老後の安心を確保するための社会保障制度を確立することが目指されている。

#### （４） 相続財産分与申立の統計

特別縁故者への相続財産分与の新受件数の推移をみると、958条の3が新設された昭和37年（1962年）は25件、昭和38年（1963年）は66件、昭和39年（1964年）は急激に増加して224件である。ここからしばらくは横ばいであり、昭和40年（1965年）は189件、昭和41年（1966年）は168件、昭和42年（1967年）は249件、昭和43年（1968年）は281件、昭和44年（1969年）は265件、昭和45年（1970年）は295件、昭和46年（1971年）は298件、昭和47年（1972年）は289件、昭和48年（1973年）は333件、昭和49年（1974年）は346件、昭和50年（1975年）は358件、10年後の昭和60年（1985年）は369件であった。約22年後の平成19年（2007年）は932件に増加しており、平成20年（2008年）は913件、平成21年（2009年）は952件、平成22年（2010年）は935件、平成23年（2011年）は初めて4桁となり1010件、平成24年

(2012年)は1128件、平成25年(2013年)は1097件、平成26年(2014年)は1136件、平成27年(2015年)は1043件、平成28年(2016年)は1068件と横ばいである<sup>(41)</sup>。また、平成28年(2016年)の既済件数984件のうち、認容数は816件と圧倒的に多いのに対して、却下件数は86件であり、取下げ件数も77件ある。これは、制度新設当初から見られた傾向である<sup>(42)</sup>。

## おわりに

民法958条の3に規定されている特別縁故者制度は、家督相続が中心であった戦前から提唱されていたものであるが、戦前における提唱の意図は、被相続人の意思と財産の効用を考慮したものであった。昭和37年(1962年)に新設された特別縁故者制度は、相続人が不存在のときに被相続人と生計を同じくしていた者や被相続人の療養看護に努めた者に特別縁故者として相続財産を分与するものであったが、内縁配偶者や事実上の養子を救済することが主な目的ではあったものの、「家」制度の復活が危惧されていた。それから56年の時が経過した現代においては、「家」制度の復活はおろか、夫婦と未成熟子からなる近代家族も崩れ、家族観が多様化し、未婚率が上昇している。それと同時に、高齢化が進み、長寿社会が到来したために、人々は、老後における心の拠り所や療養看護の担い手を求めており、対価的相続意識<sup>(43)</sup>がますます顕著になっていると考えられる。

平成30年3月13日に国会に提出された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」は、戦後の「民法を改正する法律」(昭和22年法律第222号)以来の、まさに、根本的な相続法改正といえる。それは、現代の家族およびそれを取り巻く社会の状況を制度の中に反映させることを目的としたものといえることができる。

## 注

- (1) 久貴忠彦『判例特別縁故者法』(有斐閣双書、1977年)1頁以下、久貴忠彦「特別縁故者に対する相続財産の分与」民商法雑誌56巻2号(1967年)



- 23頁、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（27）相続（2）〈補訂版〉』（有斐閣、2013年）久貴忠彦＝犬伏由子〈958条の3〉724頁以下、梶村太市「第958条の3 特別縁故者への分与」島津一郎・久貴忠彦編『新・判例コメント民法15』（三省堂、1992年）168頁参照。
- (2) 大正6年（1917年）に設置された臨時教育会議はわが国固有の淳風美俗を維持し、「家」制度を堅固にするための教育制度の改革を検討したが、会議は民法の条文でそれらの淳風美俗に沿わない矛盾する条文を改正すべしとして民法の改正を建議した。そのため政府は臨時法制審議会を設置し、同会は親族編、相続編の改正を審議し、大正14年（1925年）に「民法親族編中改正ノ要綱」34項目と昭和2年（1927年）17項目を答申した。このように、改正は「家ノ組織ト云フモノヲ堅実ニスル」趣旨でなされたが、発表された改正要綱は、「家」制度を温存させるに役立つどころか、近代家族を想定した改正案になっていた。これは、都市において「家」制度が崩壊し、サラリーマン層を中心に夫婦と未成年者からなる近代家族が出現する、という現実の実態に合わせた改正がなされた結果であると考えられる（有地亨『新版家族法概論〈補訂版〉』（法律文化社、2005年）9頁参照。）
  - (3) 穂積重遠『相続法』（岩波書店、1947年）557頁。
  - (4) 久貴・前掲書（注1）6頁以下、有地・前掲書10頁以下、阿川清道「民法の一部を改正する法律について」法曹時報第14巻4号（1962年）33頁以下参照。
  - (5) 「仮決定及び留保事項」と称されるものであり、その後家族法の解釈や方法においてしばしば引用されている。
  - (6) その間の事情については、久貴・前掲書（注1）7頁以下で詳細な説明がなされている。
  - (7) 昭和37年（1962年）の改正では、他に、同時死亡の推定規定（32条の2）が新設された。その他、離縁の代諾権者（811条、815条）、代襲相続（887条・889条・901条、888条の削除）及び相続放棄の効果（939条）について、解釈上疑義があった点を明確にした。
  - (8) 山主政幸「民法改正資料—主として法務委員会議録から論点を集録・整理したもの—」日本法学第28巻5号（1962年）135頁以下、加藤一郎「民法の一部改正の解説（3・完）」ジュリスト251号（1962年）46頁以下、山主政幸「民法の一部改正について」法律時報34巻7号（1962年）11頁以下、久貴・前掲書（注1）6頁参照。
  - (9) 東李彦「民法一部改正の制定過程」日本法学第28巻5号（1962年）29頁。
  - (10) 昭和30年頃以降は、家庭裁判所が取り扱う相続人不存在の件数が、300

件、400件と上がっていた。また、大蔵省の管財局の調べによると、相当の価値のある不動産についても、相続人不存在により国庫に帰属するという件数が、年々数件生じていた。それに対して、相続人不存在の事件を扱う家庭裁判所の裁判官から、958条の3のような規定を設けて欲しいという要望があった（法務委員会会議録における平賀健太政府委員の発言〔山主・前掲注（8）189頁〕）。

- (11) 加藤・前掲52頁、法務委員会会議録における平賀健太政府委員の発言（山主・前掲注（8）190頁）。
- (12) 山主・前掲注（8）191頁。
- (13) 加藤・前掲注（8）53頁参照。
- (14) 我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタル相続法』（日本評論社、1966年）233頁参照。
- (15) 法務委員会会議録における平賀健太政府委員の発言（山主・前掲注（8）191頁）、加藤・前掲注（8）53頁。
- (16) 同上。
- (17) 加藤・前掲注（8）54頁参照。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上、阿川・前掲注（4）63頁。
- (21) 加藤・前掲注（8）54頁、阿川・前掲注（4）64頁、法務委員会会議録における平賀健太委員等の発言（山主・前掲注（8）192頁）。
- (22) 法務委員会会議録における平賀健太委員等の発言（山主・前掲注（8）192頁）。
- (23) 阿川・前掲注（4）64頁。
- (24) 加藤・前掲注（8）54頁参照。
- (25) 批判の分類は、久貴＝犬伏・前掲注（1）727頁を参照した。
- (26) 高梨公之「相続法の改正と相続範囲の非近代化」日本法学第28巻第5号（1962年）86頁。
- (27) 田中実・久貴忠彦・人見康子「特別縁故者に対する残存相続財産の分与制度をめぐる諸問題」私法30号（1968年）149頁。
- (28) 田中實・人見康子「特別縁故者に対する残存相続財産の分与制度をめぐる若干の問題」法學研究40巻9号（1967年）1頁以下、田中・久貴・人見前掲注（26）149頁以下。
- (29) 高梨・前掲注（25）84頁、我妻＝唄前掲注（14）234頁。
- (30) 久貴忠彦「判例総合研究 特別縁故者に対する相続財産の分与」民商法

雑誌56巻2号（1967年）195頁以下、久貴・前掲書（1）、梶村太市『裁判例からみた相続人不存在の場合における特別縁故者への相続財産分与審判の実務』（日本加除出版、2017年）。

- (31) 梶村・前掲書注（30）461頁、466頁。
- (32) 梶村・前掲書注（30）472頁。
- (33) 同上以下。
- (34) 内閣府「未婚化の進行」内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html>（2018年3月26日アクセス）
- (35) 国立社会保障・人口問題研究所「性別・50歳時の未婚割合（生涯未婚率）、有配偶割合、死別割合および離別割合：1920～2015年」『人口統計資料集（2018年）[http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P\\_Detail2018.asp?fname=T06-23.htm&title1](http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2018.asp?fname=T06-23.htm&title1)（2018年3月26日アクセス）参照。
- (36) 厚生労働省『平成26年版厚生労働白書～健康・予防元年』厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14/backdata/2-1-1-02.html>（2018年3月29日アクセス）
- (37) 厚生労働省・政策統括官付社会保障担当参事官室「戦後社会保障制度史」<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/21.html>（2018年3月27日アクセス）参照。
- (38) 厚生労働省・老健局・総務課「公的介護保険制度の現状と今後の役割〔平成27年度〕」厚生労働省ホームページ [file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/2/YTKFRDC/201602kaigohokenntoha\\_2%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/2/YTKFRDC/201602kaigohokenntoha_2%20(1).pdf)（2018年3月28日アクセス）参照。
- (39) 内閣府『平成29年版高齢社会白書（概要版）』内閣府ホームページ [http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/gaiyou/29pdf\\_indexg.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/gaiyou/29pdf_indexg.html)（2018年3月28日アクセス）参照。
- (40) 内閣府『平成29年版高齢社会白書（全体版）』内閣府ホームページ [http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1\\_1\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_1_1.html)（2018年3月29日アクセス）
- (41) 久貴・前掲書（1）16頁、「平成28年度 家事審判・調停事件の事件別新受件数」司法統計、裁判所ホームページ [http://www.courts.go.jp/app/sihotokei\\_jp/list\\_detail?page=4&filter%5Bfreeword%5D=%E7%89%B9%E5%88%A5%E7%B8%81%E6%95%85&filter%5Btype%5D=1](http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/list_detail?page=4&filter%5Bfreeword%5D=%E7%89%B9%E5%88%A5%E7%B8%81%E6%95%85&filter%5Btype%5D=1)（2018年3月27日アクセス）
- (42) 久貴・前掲書注（1）16頁。
- (43) 有地・前掲注（2）318頁。